



— 臨時特別号 発行にあたって —

坂井市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターは、福祉関係ボランティアをはじめ、NPO 法人や一般企業等の市民活動を応援しています。

このセンターでは、「つなげる」「学び・高める」「知らせる」「つながる」の機能を強化し、ボランティア活動の充実に取り組んでおり、現在、市内90の団体・個人のみなさんが登録をしています。

現在、「新型コロナウイルス」の感染予防拡大防止のため3密をさけること（詳細下記）が求められており、このような状況のなかで、ボランティアのみなさんから、「地域のために何かできることはないか」といった声が、多数よせられています。社協もみなさんとともに、地域の安心・安全のため「今、私たちができること」をと考え、臨時特別号を発行します。

今、私たちができること

一人ひとりができること

1) 外出の際は、3つの「密」を避けよう

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

2) 手洗い、うがい、消毒を徹底する



3) 咳エチケット～マスクを着用する



○マスクを着用する
（口・鼻を覆う）

～マスクがない時は～
ティッシュ・ハンカチ等
で口・鼻を覆う

4) 不要不急の 外出を避ける



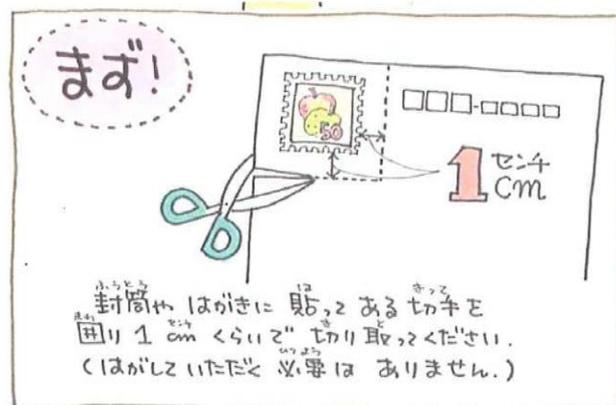
今、私たちができること

家でできるボランティア活動

「使用済み切手」「未使用切手」
「書き損じはがき」を収集ください。

- ◎海外の子どもたちのワクチン、海外の医療活動資金等に役立てられます。
- ※各支部にて受入れ中（郵送可能です）

★使用済み切手の整理方法★



学ぶ ふくしの心を

たすけあい活動 DVD 無料貸出中

- ◎市内の住民主体のたすけあい活動実践を収録
- ◎ボランティア活動、福祉活動の神髄（共に支えあい生きることのよこび）を体感ください。

※ご不明点は、下記連絡先にお問合せください。

ボランティア保険の「新型コロナウイルス感染症」に関するお知らせ

- ◎「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険」では、新型コロナウイルス感染症は補償されません。（国で決められている「特定感染症」やボランティアご自身の食中毒（O-157）は補償対象）
- ◎「ボランティア行事用保険」では、行事を中止した場合は、開催予定日の前日までに手続きをすれば保険料が返戻されます。
- ◎「福祉サービス総合補償」では、オプション「感染症の補償」加入の場合は、新型コロナウイルス感染による肺炎は補償の対象となります。

※ご不明点は、下記連絡先にお問合せください。

坂井市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター

問合せ先	本部・さかい支部	〒919-0521 坂井市坂井町下新庄 18-3-1	TEL 67-0699 / FAX 67-2807
	みくに支部	〒913-0021 坂井市三国町楽円 53-16-1	TEL 82-1170 / FAX 82-1593
	まるおか支部	〒910-0242 坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1	TEL 68-5060 / FAX 67-2950
	はるえ支部	〒919-0412 坂井市春江町江留中 10-15-1	TEL 51-4545 / FAX 51-6269